

高情審答申第1号

平成25年9月20日

高松市長 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本邦人

行政文書の非公開変更決定に関する異議申立てについて（答申）

平成25年6月28日付け高総第68号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている行政文書については、高松市長（以下「実施機関」という。）において、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する部分を除き、既に異議申立人に公開されており、当該異議申立てについては、その利益が無いため、却下すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が、条例に基づき実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の当初決定および変更決定ならびに異議申立ての経過は、次のとおりである。

(1) 請求の内容

「所得税法第204条第1項第2号に規定する者の業務に関する報酬又は料金の支出金調書のうち、平成20年度から同23年度までの間の源泉徴収をしていない支出金調書。ただし、総務課，こども園運営課，住宅課の担当分に限る。」

(2) 経過

平成25年5月 8日：請求人からの行政文書公開請求書を受付

平成25年5月20日：実施機関が公開，一部公開および非公開を決定

[決定内容]

- ・総務局総務課分／公開および一部公開
- ・こども園運営課分／一部公開
- ・住宅課分／行政文書不存在により非公開

平成25年6月 7日：実施機関が，上記の決定を取り消し，当初，公開および一部公開としていた総務局総務課が保有する行政文書を，公開対象行政文書には該当しないものと判断し，行政文書不存在により非公開とする旨の変更決定をした。

なお，その余の決定内容については，変更なし。

平成25年6月10日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

- (1) 本件処分は，条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから，本件処分を取り消す必要がある。
- (2) 本件「変更決定通知書」の備考欄には，包括外部監査契約に基づく公認会計士への報酬に係る支出金調書が本件公開請求対象の行政文書に該当しないとしているが，誤りである。本件公開請求対象文書には，所得税法第204条第1項第2号に規定する公認会計士の業務に関する報酬または料金に係る支出金調書も含まれるのであり，これを除外する理由は存在しない。
- (3) 本件公開請求対象文書の公認会計士に対する包括外部監査契約の業務に基づく報酬に係る支出金調書は既に開示されており，本件異議申立人も保有しているのであるから，実質的に本件変更決定自体は無意味であるが，違法な行政処分であるから，本件変更決定処分の取消しを求める。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件公開請求は、異議申立人から、平成25年4月19日付け（高松市受付第36号）で提出された公開請求（平成24年度に高松市が弁護士、公認会計士、測量士、建築士、不動産鑑定士に支払った金員に係る支出命令書の公開を求めるもの。）の結果を受けて、源泉徴収を行っていない案件を所管する3課に限定して、20年度から23年度までの間の源泉徴収をしていない支出金調書の公開を請求したものである。

なお、本件請求では、上記4月19日付けの請求とは異なり、「所得税法第204条第1項第2号に規定する者の業務に関する報酬又は料金の支出金調書のうち」との条件が付されていた。

一方、包括外部監査業務が、所得税法第204条第1項第2号に規定する業務（源泉徴収をしなければならない業務）に該当するか否かについて、高松税務署に確認をしていたところ、本件公開請求の決定を行った後に「該当しない」旨の見解が示されたため、包括外部監査業務に係る支出命令書等は、公開対象行政文書には該当しないと判断し、変更決定を行ったものであり、条例の解釈適用を誤った違法な処分との主張は当たらない。

- (2) 上記の理由により、包括外部監査業務に係るものは、本件公開請求対象行政文書に該当しないと判断したものであり、「除外する理由は存在しない」との主張は当たらない。
- (3) 異議申立人は「実質的に本件変更決定自体は無意味である」と主張するが、同氏からは、本件公開請求以降も「所得税法第204条第1項第2号に規定する者の業務に関する報酬又は料金の支出金調書」について、対象年度を違えて同様の公開請求が繰り返されており、これらの請求に係る対象行政文書の特定に当たっては、包括外部監査業務に係るものは非該当とすることから、これらとの整合性を図る意味で、あえて変更決定をしたものであり、意味の

無い処分ではない。また、違法な行政処分との主張も当たらない。

5 審査会の判断

異議申立人は、実施機関に対し、平成25年5月8日に本件異議申立ての対象となっている包括外部監査契約に基づき公認会計士へ支払った委託料の支出金調書に係る行政文書の公開を求め、実施機関は、同月20日付け高総第24号により、条例第7条第2号に該当する部分を除き、当該行政文書の公開を決定し、同日、異議申立人に公開している。

このように、条例に基づく公開請求手続きにより、公開請求目的を達した異議申立人には、その後、同年6月7日付け高総第50号により実施機関が行った非公開変更決定の取消しを求めて異議を申し立てる利益は無いというべきであるから、本件異議申立ては不適法であり、却下すべきである。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年6月28日 (高総第68号)	諮問書受理
平成25年7月23日	実施機関からの非公開理由書を受理
平成25年9月 6日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成25年9月20日	答申